

多可町水防計画

令和2年度修正

多可町防災会議

目次

第1章 総則	1
第2章 水防組織	2
第1節 水防警戒本部	2
第2節 水防本部	2
第3節 北はりま消防本部水防活動隊	6
第4節 多可町消防団水防隊	7
第5節 水防協力団体	9
第3章 水防態勢	10
第1節 水防態勢	10
第2節 水防非常配備	10
第4章 出動等及び水防態勢解除	12
第1節 多可町消防団水防隊出動	12
第2節 西脇消防署等水防隊出動	12
第3節 町職員出動	12
第4節 居住者等出動	12
第5節 自衛隊災害派遣要請要求	12
第6節 非常配備態勢における配置人員表	13
第7節 水防態勢の解除	13
第8節 安全配慮	13
第5章 重要水防区域と危険が予想される箇所等	14
第1節 重要水防区域	14
第2節 危険が予想される箇所	17
第6章 気象情報等の収集伝達	18
第7章 水防指令、水防警報等	20
第1節 水防指令	20
第2節 知事の発する水防警報	20
第3節 水位周知河川（水位情報周知河川）における水位情報	22
第8章 水位とその通報	23
第1節 通報連絡系統及び通報関係先	23
第2節 量水標（水防団待機水位・氾濫注意水位・避難判断水位等）	23
第3節 通報の時期	23
第9章 施設等の監視	24
第1節 施設等の監視	24
第2節 重要水防箇所等の巡視	24
第10章 避難のための立退	25
第1節 準備及び指示等	25
第2節 水防信号の伝達	25
第11章 水防施設の整備及び輸送の確保	27
第1節 水防施設の整備	27

第 2 節	輸送の確保	28
第 12 章	決壊の通報及び決壊後の処置	29
第 1 節	決壊の通知	29
第 2 節	決壊後の処置	29
第 13 章	関係団体との相互協力と応援	30
第 1 節	県水防機関との連絡	30
第 2 節	隣接水防管理団体相互の協力と応援	30
第 3 節	警察署との協議	30
第 4 節	自衛隊の災害派遣要請要求	31
第 5 節	水防協力団体及びその他民間諸団体に対する協力要請	31
第 14 章	水防記録及び報告	32
第 1 節	水防記録	32
第 2 節	報告	32
第 15 章	水防通信	34
第 1 節	水防上緊急を要する通信の経路	34
第 2 節	専用通信施設の使用	34
第 16 章	住民避難計画	35
第 17 章	住民に対する周知	36
第 1 節	周知事項	36
第 2 節	周知方法	36
第 18 章	身分証明書及び車両優先通行標識	37
第 1 節	身分証明書（証票）	37
第 2 節	車両優先通行標識	37
第 19 章	費用負担と公用負担	38
第 1 節	費用負担	38
第 2 節	公用負担	38
第 20 章	水防計画並びに水防訓練	40